

## 『公害防止設備に関する税制上の優遇措置を知りたい』

### 公害防止税制

公害防止用設備について固定資産税の課税標準の特例が認められます。

#### 対象となる設備

平成28年4月1日より平成30年3月31日の間に取得した①～⑦の設備  
 ①汚水又は廃液処理施設、②指定物質排出抑制施設、③ごみ処理施設  
 ④一般廃棄物の最終処分場、⑤除害施設、⑥廃PCB廃棄物等処理施設、⑦廃石綿・石綿含有産業廃棄物熔融施設

#### 措置の内容

設備毎に以下の課税標準の特例率が認められます。

- ①: 1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(1/3を参酌)
- ②: 1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(1/2を参酌)
- ③: 1/2
- ④: 2/3
- ⑤: 2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(3/4を参酌)
- ⑥、⑦: 1/3

#### 手続きの流れ

固定資産税の課税標準の特例の適用にあたっては、固定資産税の課税標準の特例に係る届けを各都税事務所及び市町村税務部署に提出する必要があります。

#### その他

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第5「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」において、構築物は18年、機械及び装置は5年と規定されています。

#### お問い合わせ先

各都道府県主税局、税事務所、各市町村税務部署  
 経済産業省環境指導室 TEL: 03-3501-4665(直通)  
 各経済産業局環境・リサイクル課(巻末お問い合わせ先一覧参照)  
 ※四国経済産業局は資源エネルギー環境課、沖縄総合事務局は環境資源課